

# 『ベヴァリッジ報告書』の「渡来」と大河内一男<sup>1)</sup>

菅 沼 隆

### はじめに

今般、筆者は、2016-2018年度・東京大学経済学研究科長期プロジェクト研究助成「戦後日本の経済政策・社会政策資料に関する基盤的研究」(代表:佐口和郎)に参画し、東京大学経済学図書館・資料室が所蔵する関連資料について、調査・整理を行う機会を得た。

このプロジェクトは、東京大学経済学部資料室に連綿と保存されてきた教員寄贈資料について内容分析調査と資料公開のための基礎研究を行うものである。資料の内容は多岐にわたるが、経済政策と社会政策に関する審議会等政府委員会のものが多いという特徴がある。特に社会政策に関しては大河内一男、隅谷三喜男等の資料が豊富に残されており、戦後期の政策決定プロセスと実際の社会保障制度の詳細を伝える第一級の資料群である。

そこで日本の社会保障の原点ともいえるべき『ベヴァリッジ報告書』に関する重要文書を発見することができた。そのうち特に重要な文書は次の4点である。

Sir William H. Beveridge, "Social Insurance and Allied Services", H.M. Stationery Office (『社会保険および関連サービス』、通称『ベヴァリッジ報告書』) 1942.11.

新秩序研究会『「ビーヴァリッジ」社会保険ノ意義』1943.5.

新秩序研究会『ビーヴァリッジ社会保険案要領及討論状況』1943.5.

厚生省保険局保険課『ビヴァリッジ報告—社会保険及類縁サービス』1944.1.

これらは、大河内暁男・東京大学名誉教授が所蔵していたものであり<sup>2)</sup>、父君の大河内一男が所有していたことを裏付けるものではないが、後に確認する大河内一男の1976年の回顧に基づけば、大河内一男が所持していたものと見なしてほぼ間違いがないと思われる。

また、もう一つの発見は、経済学図書館に所蔵の別の一冊の『ベヴァリッジ報告書』の存在に気がついたことである。これは旧脇村義太郎蔵書に含まれていたものであり、今回の閲覧で、大河内暁男寄贈の報告書と同時に日本に渡来したことが明らかとなった。本稿ではこれらの文書の研究史上の意義について説明したい。

ところで、私事になるが、筆者は1988年頃、『ベヴァリッジ報告書』(以下、『ベ報告書』と呼ぶ)の渡来について調べたことがあった。当時、東京大学は社会科学研究所が1969年のリプリント版のみ所蔵していた。その頃、大河内・脇村両氏の『ベ報告書』は、経済学部寄贈されていなかったために、その存在は知られていなかった。当時、筆者は大河内一男の所有していた『ベ報告書』を見たいと思い、事実上の指導教官であった兵藤釗教授を通じて、大河内一男のご子息の大河内暁男教授に蔵書を探していただいたことがあった。だが、その時は見つからなかった<sup>3)</sup>。また、考証が不十分で、旧稿では<sup>4)</sup>大河内一男の『経友』への寄稿文<sup>5)</sup>をもとに、最初に『ベ報告書』を読んだのは末高信ではないか、と推測した。今回の諸文書の発見と、本稿における考察で大河内一男が最も早くに『ベ報告書』を入手し、読んだことは確かであることが分かり、旧稿の誤りも正すこ

とができた。

## 1. 『ベヴァリッジ報告書』渡来に関する研究史 『ベヴァリッジ報告書』の日本への影響

『ベヴァリッジ報告書』は第二次大戦後の世界各国の福祉国家建設に強い影響を与えた。中でも、日本が大きな影響を受けたことはよく知られるところである。日本で **Social Security** の訳語としての「社会保障」が広く使用されるようになったきっかけは『ベ報告書』であった。例えば、佐口卓は

わが国における第 2 次大戦後にいち早く現れたいくつかの社会保障計画といわれるものの内容は、その原型をこのベバリッジ報告書に求めている

と述べている<sup>6)</sup>。実際、敗戦直後で、マッカーサーの憲法草案で **Social Security** が日本政府に伝えられる以前の 1946 年 2 月に末高信(早稲田大学)、園乾治(慶応大学)、近藤文二(大阪商大)、平田富太郎(早稲田大学)、大河内一男(東京大学)、佐口卓(早稲田大学)らが「社会保障研究会」を立ち上げているが<sup>7)</sup>、これは『ベ報告書』が戦時中から読まれており、研究者の間で「社会保障」という言葉が流布していたことを示している。このように敗戦後、非常に早い時期から『ベ報告書』を理論的基礎として社会保障の研究と政策立案がはじめられたことが、日本国憲法第 25 条の生存権条項の内容を豊富で具体的なものにした理由の一つとなっている。

### 佐口卓の考証

末高信の後任の早稲田大学の佐口卓は

第 2 次世界大戦の末期に交戦国であるイギリスのこの報告書の現物がどうしてわが国に渡来したか…(中略)…なんらかのルートでわが国に入ったものと思われる…(中略)…噂としては、ドイツの潜水艦が運んだという話もあったが、これはナゾめいていて、単

なる推測にすぎない<sup>8)</sup>

と述べ、『ベ報告書』がどのように渡来したのかが明らかになっていないと指摘している。そして、次のように述べている。

現在までにわかっているのは、終戦に先立って、「中立国であったスペインの大使館から大河内東大教授が、英国のビバリッジ社会保障制度の勧告案を入手されましたので、私どもも複写させてもらい、驚異の目で読んだものでした」(友納武人『健康保険物語』、昭和 60 年、191 頁)という証言があるにすぎない。<sup>9)</sup>

と渡来の経緯が必ずしも明確になっていないと述べている。大河内一男が『ベ報告書』を入手し、それが厚生省保険局に「回し読み」されたことを回顧している。文中の友納武人は 1943 年 8 月厚生省保険局健康保険課の事務官に着任し、1946 年に同課長になった。友納はこの証言と内容が異なる証言(大河内とは別のルートで厚生省が独自に努力して『ベ報告書』を入手したというもの)をしているが、この点は後にもう一度触れる。

### 厚生省内野仙一郎の回想

大河内一男から『ベ報告書』を借りた者は、当時厚生省の官僚であった内野仙一郎であった。

1965 年に、内野は次のように回顧している。

社会保険(今日、云うところの社会保障)の研究について、学者たちの間に、その種子をまかれることに異常の尽力をされた方で厚生省の元保険局におられた友納武人氏(現在、千葉県知事)は、昭和 19 年頃であったか、少し理論的に行き詰った形になってきていたはずの社会保険に、何か新生命を吹き込むような勉強のためとあって、わたしを連れて東大の故・末広厳太郎先生の所に、よいお知恵を拝借にお伺いしたことがあった。その折、末広教授の御言葉として「そんなら、君、大河内(一男)さんの所に、何か素晴らしい着

想によるイギリスの珍本が来ているそうだから、それを見せて貰ってはどうか」と云うようなことがあった。それではと云うようなことで、その足でか、翌日であったか、大河内一男先生（その当時は、助教授であられたような気がするが）の所に参上、事情を申上げて、その珍本を見せていただき、特にお願いして一週間の日切りをきって拝借する機会を得たのであった。<sup>10)</sup>

と、末広巖太郎東大教授から大河内一男が『ベ報告書』を持っていることを教えてもらったこと、大河内から原本を1週間借りたことを回顧している。また、『ベ報告書』を「イギリスの珍本」と表現している点は興味深い。

#### 大河内一男の回顧

大河内一男はどのように回顧しているであろうか。大河内は1976年の「「ビバリッジ報告」の思い出」という論考で

いま私の机の上には、「ビバリッジ報告」の原本ホワイト・ペーパーが置いてある。…(中略)…私はこの報告書が出て間もなく、リスボン経由の船便で入手し、そのまま手許に置いてある

と書いている<sup>11)</sup>。つまり、戦時中に入手した原本は1976年の時点で大河内の手許にあり、「リスボン経由の船便で」入手したものであることを証言している。とすると、中立国ポルトガルを経由して「船便」で渡来したことになる。だが、どのような船便であるのかは現在のところ不明である<sup>12)</sup>。

#### 冊数の問題と回覧ルート

佐口卓は、『ベ報告書』が二冊渡来していた可能性を指摘している。

いまひとつの証言をみると、報告書は大蔵省にあって、それが当時の生命保険協会に渡り、専務理事であった清水玄氏がその翻訳を末高氏に依頼したという経緯である。…(中略)

…この大蔵省が入手した報告が…(中略)…大河内氏から友納氏へと手渡ったものが同一なのか別物なのか判断はまったくつきかねる。<sup>13)</sup>

と述べ、戦時中に『ベ報告書』が一冊なのか二冊なのか、それ以上の冊数が渡ってきたのかは不明であることを指摘している。

#### 藤澤益夫の回想

藤澤益夫は

すでに戦争のさなかにあっても、2冊の原本が外交ルートによって入り、大蔵省と海軍省が保有していた。この海軍省所蔵本が大河内一男－藤林敬三－平田富太郎……の順に少数の在京社会政策学者のあいだでひそかに回覧され感銘を与えていたと聞いている。<sup>14)</sup>

とし、この部分に注釈して

このエピソードと藤林先生をはさむ回覧順序は、恩師藤林先生より1953年初夏にうかがった直話であって、別の機に平田先生にも確認できたが、平田先生以降の方の有無を聞きもらしたことは迂闊であった。また、原本が海軍省本であり、回覧の起点が大河内先生であった点は、これもご本人の談話として、伊部英男氏がベヴァリッジ自伝の訳序に述べている。

としている。つまり、「外交ルート」で、大蔵省と海軍省がそれぞれ一冊ずつ『ベ報告書』を入手し、海軍省のものが大河内に渡り、大河内を起点に在京の社会政策学者の間で回し読みされたというのである。

藤澤の回顧に登場する伊部英男の述懐では、

大河内一男先生から伺った所によると、海軍関係から先生の所へ送られて来たということである。<sup>15)</sup>

ここでは、後に見る外務省ではなく、「海軍省」から、『ベ報告書』を入手したという。これは大河内か伊部の記憶違いであるか、外務省と海軍省の両

省の役人が関わって入手したか、あるいは輸送に海軍の船舶を使用したか、など、様々な可能性が考えられる。

### 小括

佐口卓、友納武人、内野仙一郎、藤澤益夫の回顧を交えた論考からは、戦時中に『ベ報告書』が、何らかの外交ルートを通じてポルトガルまたはスペインを通じて渡来したこと、冊数は不明であること、そのうちの一冊は大河内一男に渡ったこと（以下、大河内本と呼ぶ）、大河内本が研究者の間で回し読みされただけでなく厚生省保険局の官僚にも貸し出されたこと、大蔵省から生命保険協会を通じて末高信に渡ったルートがあり末高が1944年春に全訳したこと（以下、末高本と呼ぶ）、大河内本と末高本は同一の可能性もあるが別のものである可能性が高いこと、入手元は大蔵省、海軍省、外務省という3つが指摘されていること、が証言から確認できる。いずれにせよ大河内一男が『ベ報告書』を最も早期に入手した者であることはほぼ明らかである。

## 2. 大河内旧蔵書の重要性

### 新秩序研究会文書の発見

さて、問題は大河内はなぜ、どのようにして交戦国イギリスの報告書を入手することができたのであろうか、という点である。今回、大河内暁男氏寄贈の各種資料を見ることではじめて明らかになった。このなかに『新秩序研究会用（昭和十八年五月） ビーヴァリッジ社会保険案要領及討論状況』という冊子が発見された。これは筆者にとって初見であり、おそらく、初めて明るみに出た文書である。冊子には大河内暁男夫人である昭子氏の印が捺されている。この文書は『ベ報告書』の渡来の経緯を知る決定的な資料であり、日本の社会保障史にとって極めて重要である。というのも「新秩序研究会用」と記されているからである。この新秩序研究会とは外務省に設置された

欧州新秩序研究会を意味している。

### 矢部貞治と外務省「欧州新秩序研究会」と大河内一男

大河内一男が外務省と関わるきっかけとなったのは東京大学法学部教授の矢部貞治との交流があったためである。『矢部貞治日記—銀杏の巻』によると矢部と大河内は大変親しく、頻繁に会っていた。欧州新秩序研究会の開設は外務省が企画し、矢部に委員長の依頼があったものと推察できる。1942年10月23日の日記によると

欧亜局に欧州新秩序研究室といふのを作るといふことで大学も海軍も諒解してくれたので参加。今日初顔合わせ…<sup>16)</sup>

この頃大河内は満支旅行中のため初回顔合わせには参加していない。翌週大河内が帰国するとすぐに二人は面会している（10月29日）。『矢部日記』によれば、新秩序研究会は毎月20日前後に定例で開催されたと思われる。これにより大河内は外務省の欧州新秩序委員会の委員となりイギリスを担当することになった。

外務省の交信記録は見つかっていないが、外務省が動き、中立国の在ポルトガル日本公使館員が現地でベヴァリッジ報告書を入手し、日本に送ってきたことはほぼ確実である。入手を大河内が依頼したのか、それとも外務省が自発的に行ったのかは不明である。ただベヴァリッジ委員会が設置されて、社会政策の新しいプランを計画していることは、大河内も外務省も知っていた<sup>17)</sup>。

### 『ベヴァリッジ報告書』の到着

『ベ報告書』を外務省が入手したのは遅くとも1943年3月初頭である。『ベ報告書』を読むには時間を要することを考慮すると、おそらく2月半ばには届いていたと思われる。少なくとも二冊到着した。一冊は保存用に外務省調査課に保管され、後に脇村義太郎の手に渡った（後述）。もう一冊は欧州新秩序研究会でイギリスを担当していた大河内一男に手渡された。

3月6日付外務省調査局文書

3月6日付の外務省調査局第一課の文書に「「ビヴァリッジ」報告ノ概要及ビ英国議會ニ於ケル其審議経過」が残されている（以下「3月6日版」と呼ぶ）<sup>18)</sup>。これはタイプ印刷で書かれている。これと大河内文書の「新秩序研究会用（昭和十八年五月） ビーヴァリッジ社会保険案要領及討論状況」（以下、「新秩序研究会版」と呼ぶ）の内容は文章表現を含めて酷似している。新秩序研究会版と微妙に表現・改行・段落分けが異なるが、基本的に同じ訳・同じ訳語が使用されている。ただし、「3月6日版」の方が叙述が詳しい。新秩序研究会版は短くなっている。その細かい相違は煩瑣になるので注に譲る<sup>19)</sup>。

『ベヴァリッジ報告書』：大河内本と脇村本

大河内本

今回、大河内本の『ベヴァリッジ報告書』が確認できたことは、日本に最初に渡来した『ベ報告書』の現物であること自体で大きな発見である（図2）。現物で確認できた最も大きな発見は、裏表紙の内側に緑色のインクで“PORTUGALIA 20\$00 EDITORA”というスタンプが捺されていることである（図1）。このスタンプの意味は、確証は得られていないが、ポルトガルで購入された可能性を強く示唆する。2行目には数字と米国通貨と思われる記号が記されている。“EDITORA”は編集、校訂、出版などの意味を表すポルトガル語である。『ベ報告書』の購入地はポルトガル説、スペイン説、あるいはもう一つの中立国のスウェーデン説があったが、ポルトガル説が確実になった。 図1



大河内本のもう一つの発見は、書き込みがまったくないことである。大河内一男は書籍・雑誌に書き込みをすることが多かったが、『ベ報告書』

に書き込みはない。また、大河内本は大河内をはじめ内野仙一郎、藤林敬三、平田富太郎らが「回し読み」した可能性が極めて高いが、書き込みがまったくない。さらに、脇村本と比較して製本の傷み具合は大きいですが、しかし、大きな損傷はない。これは貴重な資料として、丁寧に回し読みされていたことを示唆している。

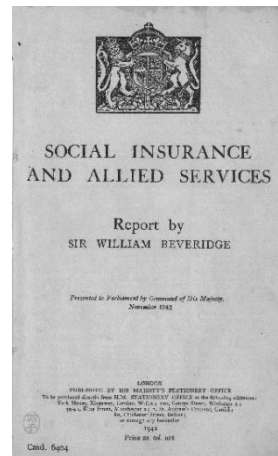


図2

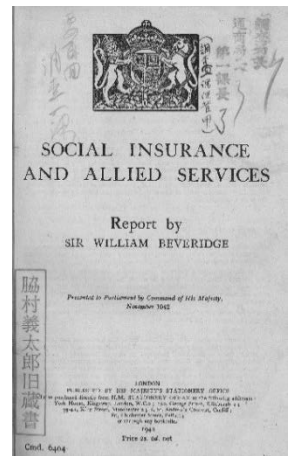


図3

脇村本

大河内本にポルトガルのスタンプがあることが分かったので、資料室のスタッフと「それでは経済学図書館に所蔵されているもう一冊の『ベ報告書』も確認してみよう」ということになった。するとそのもう一冊には「脇村義太郎旧蔵書」と判が捺されていた（図3）。この脇村本では更なる発見があった。第一に、裏表紙裏に大河内本とまったく同じ“PORTUGALIA 20\$00 EDITORA”のスタンプが捺されていたことである。これにより大河内本と同時に購入されたことが確実となった。第二に、脇村本は外務省が入手したものであることが明らかである点である。報告書の表紙に「外務省調査局第一課」というスタンプが捺してある。報告書の標題紙には「調査局長」「通商局長」「第一課長」「了」「(調査課保管用)」「要再回調査一課」というスタンプと書き込みがある。これにより『ベ報告書』が外務省を通じて入手されたことが確実になった。

こうして外務省を通じて、中立国ポルトガルで、二冊以上購入された『ベ報告書』が、おそらく船便で、1943年3月6日以前に日本に渡ってきたことが明らかになった。

では、なぜ脇村義太郎の手に渡ったのであろうか。この点は不明であるが脇村の回顧録によると昭和十五年に「バルカン、西欧、アメリカの油田や工業を調査している専門家が必要になってきたから、[外務省]通商局に手伝いにきてくれ」ということになり、外務省との関係が形成された<sup>20)</sup>。脇村は戦時中に外務省戦時経済局などで活動したこともあり、外務省との関係は大河内よりも密接であったと考えられる。『ベ報告書』が脇村に渡る経緯はまったく不明であるが、戦後外務省から脇村に提供されたものと考えることが最も自然であろう。

#### 新秩序研究会文書

さて、大河内文書の新秩序研究会の二つの文書『「ビーヴァリッジ」社会保険ノ意義』(図4以下『意義』と呼ぶ)と『ビーヴァリッジ社会保険案要領及討論状況』(図5以下『要領及討論状況』と呼ぶ)は、いずれも筆者初見の資料であり、おそらく唯一現存するものと思われる。このため希少性は極めて高い。

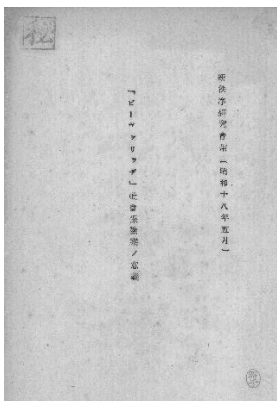


図4

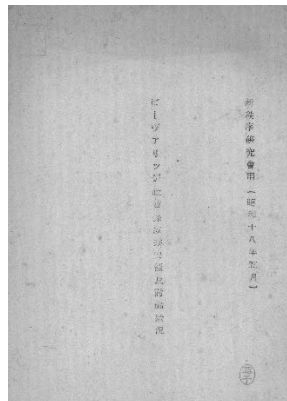


図5

『意義』はタイプ印刷11頁の小冊子である。これは『ベ報告書』を要約したものであるが、外務省調査課の職員が読んで要約したものと推測で

きる。そこでは『ベ報告書』を「社会保険及同類似事業」と訳して、ベヴァリッジ委員会の設置時期について触れている。そして、

(イ) 本報告ノ内容ハ現行制度ニ対スル調査批判並ニ改正意見ヨリ成ル処 意見ノ目標タルモノハ万人ニ最低生活ヲ保障シテ英国ニ於ケル貧困ヲ絶滅セントスルニアリ之カ手段トシテ主トシテ現行社会保険制度ノ革新的利用ニ依ラントスル…(中略)…現行制度ニ対シテ二面ヨリ批判ヲ加フ 一ハ現行制度ノ整理ナリ 即チ断片無秩序ニ発達シ来レル現行各種制度…(中略)…ヲ整理統合合理化シ社会保険省ヲ設定シテ其ノ元ニ於ケル一元的全般的運用ヲ図ラントスルニアリ 第二ハ現行制度ノ拡充改正ニシテ拡充ハ従来「カバー」シ居ラサリシ人間(例ヘハ或ル種俸給生活者主婦)及危険ニ及ホスト共ニ給与ノ限度引上ケナリ 改正ハ保険ノ給与ニ当リテハ掛金ト關聯ナク被保険者ノ境遇家庭上ノ必要ニ合理的考慮ヲ加ヘタルニアリ [旧字を新字に改め、読みやすくするため字間を開けた一引用者]

などというものである。こうして『ベ報告書』の概要を紹介している。

また、『要領及討論状況』は、冒頭の5頁で『ベ報告書』の概要を簡単に説明しているが、特に、被保険者の範囲と保険料、国庫負担の推計について取り上げている。そして、6頁以降で1948年2月16日～18日の英国議会における『ベ報告書』の取り扱いをめぐる議事について紹介している。これについては、後の「3. 大河内一男の『ベヴァリッジ報告書』評価」で触れる。

#### 厚生省保険局『社会保険及類縁サービス』

本冊子は手書き・謄写版33頁の分量である(図6)。これは厚生省官僚の内野仙一郎が大河内から原書を借りて要約したものである。その冒頭で

本資料は東京帝国大学経済学部助教授大河内一男氏の御厚意に依り、同氏が保管中の外務省所蔵原書…(中略)…を期限付にて借用し其の主要点を摘録せるものなり。

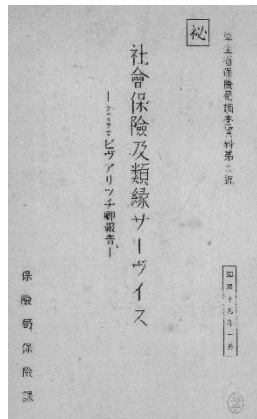


図 6

と入手経路を明記している。後に、内野は『ベ報告書』の原書を入手した経緯を回顧している。

それは大平洋戦争も末期症状を示していた昭和十九年の秋のことと記憶するが、T大学助教授であられたO先生が当時の外務省からその頃外電の伝えていたウキリアム・ビヴァリツヂ卿の社会保障に関する報告書の完全な写を預かつて保管して居られると伝え聴き、御高説を伺いがてらに参上した所が自分が目下研究中である所のものではあるが、一、二週間であるならば借して上げようと言う御厚志を受けて拝借して帰り、僅かな期間ではあつたが相当、耽読したものであつた。その節に同助教授から「之は極秘の方途によつて渡来したものであるから絶対に外部秘文書として取扱う様に」と、今から思えば聊か噴飯に価する様な御警告を受けそれから間もなく之が内容を摘要して印刷した拙訳に係る「ビヴァリツヂ報告—社会保険及類縁サーヴィス」の前書きには特に此の「厳秘」を強調して特定関係者のみに供覧にしたものであつた。(該書の裏に「リスボン」の字が薄く見えていたのが思い出される)それから四年の歳月が流れた次第であるが、実際の所其の当時の様に「社会保障」が我国で採り上げられ様などとは夢想だにしなかつたことで、其の間には敗戦と云う大きな現実があつ

たとしても正に隔世の感が深いものがある。21)

とその借りた『ベ報告書』を読み抄訳し、印刷・配布したことを回顧している。本冊子は、厚生(労働)省の社会保険大学校の社会保険文庫『蔵書目録』に掲載されているが、CiNiiで検索したところ、他の大学図書館では所蔵が確認できていない。社会保険大学校は廃止され、同図書館は利用できないので、この冊子を閲覧できるのは経済学部資料室のみとあってよい。その内容を確認できることは極めて意義深い。内野仙一郎はILOの社会保険関係文書の和訳・紹介を行い、社会保険について専門的な知識を有していたから、外務省の職員が要約した『意義』『要領及討論状況』と比較すると、「社会保障計画」などの確な訳語が使われている。

#### 友納と内野の回想の齟齬

ただし、内野の回想は友納武人のそれと齟齬がある。友納によると1944年7月サイパン陥落後に廣瀬久忠厚生大臣に呼ばれて大臣官邸に行くこと、末広巖太郎がおり、その場で「戦後処理」として厚生行政対策を検討することを指示されたが、「参考資料とてなく」「暗中模索を重ねる」状況だったという。

そうしているうちに、イギリスの労働次官の候補といわれたベヴァリジなる人の社会保険に関する報告書が昭和一七年の末に議会に提出された、という情報を以前に聞いたことを思い出した。そこで、これを入手しようとしたが、交戦国のイギリスからはとても不可能であるので、あれこれの方策をめぐらし、たしかポルトガル公使館であったと思うが、中立国の駐在機関を通じてやっと取り寄せることができた。…(中略)…早速、手分けして翻訳し、その後しばらくの間はベヴァリジ・プランの検討に没頭した(余談であるが、当時、私は、後年、あのように「ベヴァリジ

報告」が有名隠れもないものになるうとは思わなかったが、ともあれ、わが国でこの報告を通読したのは、東大大河内教授に次いで、私が二番目であるといささか自負している)。<sup>22)</sup>

つまり、厚生省は大河内から借り受けたのではなく、独自にポルトガルから取り寄せたということになっている。内野と友納両方に共通して末広巖太郎が登場していることからみると、2人は同じ経験を回想していると思える。どちらが信頼性が高いのだろうか。内野仙一郎の回顧は1948年のもので、友納の回顧は1973年であり、内野の回顧は『社会保険及類縁サービス』の前書きとも一致している。このことから見て内野の回顧の方が信頼度が高いが、廣瀬久忠厚相の箇所は友納にリアリティが感じられる。

しかしながら、内野仙一郎も友納武人も『ベ報告書』を読んだのは1944年秋と書いているが、『社会保険及類縁サービス』の表紙の日付は1944年1月と記されている。表紙日付が正しいとすると、報告書の借り受けは1943年の秋ではなかったか、と推測できる。あるいは二人の記憶が正しいとすると<sup>23)</sup>表紙の日付は1945年1月ということになる。廣瀬久忠が厚相就任後とすれば、表紙の日付が誤記ということになる。

#### 末高信の「幻の」全訳『ベヴァリッジ報告書』

本稿冒頭の佐口卓の引用のところで若干触れられているが、1944年7月に末高信が「戦争と国民生活」という論考において、『ベ報告書』の内容を詳細に紹介していることから見て、原書を手元において執筆していることは明らかである。それだけでなく、この論考の注において、既に全訳を完了し「不日刊行する」予定であることが明記されている<sup>24)</sup>。末高の全訳は敗戦後の連合軍の統治下で、英国の出版許可が得られなかったため陽の目を見なかつたとされるが、この全訳の原稿がどこにあるのかは不明である。早稲田大学図書

館にも佐口卓蔵書<sup>25)</sup>にも見当たらない。このため本当に完訳したのか、未だその原稿の実在を確認することができていない。だが、もしこの全訳が完了しており、敗戦後間もなく刊行されていたとすれば、社会保障に関する日本人の関心と理解度が増して、制度政策論争が具体的な形で活発に展開された可能性があった。

### 3. 大河内一男の『ベヴァリッジ報告書』評価 『意義』『要領及討論状況』

大河内一男は『意義』『要領及討論状況』については、傍線の書き込みを多く行っている。例えば、『意義』では、ベヴァリッジのプランの基軸である「保険ノ給与ニ当リテハ掛金ト關聯ナク被保険者ノ境遇家庭上ノ必要ニ合理的考慮ヲ加ヘタルニアリ」に傍線が引かれている。あるいは「(一) 本保険指導ハ[保険適用のことか?—引用者]強制的ニシテ収入ノ如何ニ拘ハラズ万人ニ適用ス(以下略)」「英人収入ノ再分配ヲ計リ以テ貧困ヲ絶滅セントスルモノニシテ」などという箇所は傍線が引かれているだけでなく、段落にN.B.が記されている。

『要領及討論状況』は冒頭で『ベ報告書』の内容を簡単に紹介したのち、1943年2月16～18日の英国議会における論戦と新聞報道の適用を紹介している。『ベ報告書』の取り扱いをめぐって、この議会は混乱を極めたが、その状況が紹介されている。大河内が傍線を引いている箇所は、巨額の財源が必要である点、既存の社会保険制度のもとの認可組合「アプルーブド・ソサイアティ」の扱い、「産業保険」の公営化の扱いの箇所などに傍線が引かれている。傍線、N.B.といくつかの訂正・補足の書き込みのみであり、大河内が目した部分は分かるが、彼の評価は不明である。

#### 大河内の『ベ報告書』の評価

大河内の『ベ報告書』の評価が看取できるのは、一つは1943年7月の「戦争負担のイギリス的形



態」である<sup>26)</sup>。これについては拙稿で詳しく紹介したことがあるので<sup>27)</sup>、ここでは簡単に触れるにとどめる。そこでは「ベルサイユ体制の回復」がイギリスの戦争目的であるが、そのためには「自由放任」原則の修正と経済の計画化の容認が必要で、結局のところ「国民大衆の生活の最低限の保障が配慮されなければならない」、その新体制を表明したものが「サー・ウィリアム・ビーバリッジの「社会保険法案」はけだしその具体的現はれ」と指摘した。

### 『欧州新秩序研究会報告集』における大河内の評価

大河内のもうひとつのベヴァリッジ評価は1944年3月の『欧州新秩序研究会報告集』に寄せた「第2章 英国の戦争目的」に書かれている<sup>28)</sup>。大河内は、第二次大戦におけるイギリスの戦争目的は「消極的」「不明確」「抽象的」なものであり、ヒトラーとナチス政権崩壊であると見なした。植民地支配による大英帝国の復活を願望するが、それが不可能であるために「理念として密かにいなくものは国際自由貿易である」<sup>29)</sup>と見なす。それが大西洋憲章の「一切の国が其の経済的繁栄に必要な世界の通商及原料の均等条件に於ける利用享有を…促進するに努むべし」に表明されているという。後に「社会保障条項」とみなされる大西洋憲章第5項<sup>30)</sup>については、大河内は外務省の翻訳をそのまま引用している。イギリスを中心として帝国主義的国際秩序の復活は不可能であるので、それに代替するものとして自由貿易を推進すると、第5項を解釈したのである。自由貿易のための「購買力と販路とが創り出され」るために「戦後に於ける各国民の「福祉」即ち経済的「繁栄」と生活上の「安定」を喧伝することは、「あくまで英吉利的自由貿易理念達成のための手段である」と見なす。すなわち、イギリスの「大英帝国」としての復活する代替物としての自由貿易体制と購買力を維持・拡大するための「福祉

の拡充がイギリスの戦争目的であり、戦後目的であるという認識を示した。そして、チャーチルの言葉を引用しつつ「国民の生活保証の問題を第一に」<sup>31)</sup>するもので、「特に、チャーチルの重視するは生活保証の問題を中心とする保険制度の統一と拡充と」であり、「所謂ビバリッジ案として知られてゐるものがこれである。」と述べ、『ベ報告書』の要点を丁寧に紹介している。結論として、かくして、生活保証体制の確立は、多分に謀略的要素や労働者に対する精神動員の狙ひを持つたものではあるが、それ以上にまたかかる体制の実現を必要とする差しせまつた必要も存在してみたとみるべきであらう。けれどもビバリッジ案をめぐる争ひにもみられるごとく、謀略的要素と現実的必要との喰違ひが問題として残されることは疑ひない。<sup>32)</sup>

と述べている。つまり、消極的な戦争目的で自由貿易体制に戻れない状況のもとでは、戦後策として、「国民の生活保証」政策が必要であり、その具体的なイメージを提供したものが『ベ報告書』であるというのである。ここには、特殊イギリス的なものとして『ベ報告書』が位置付けられていることが分かる。つまり、戦時中の大河内はベヴァリッジプランを普遍的・一般的な社会保障のモデルとしては認識していなかったのである。大河内独特の冷静かつ冷徹な視点で捉えていたといつてよいであろう。

### 1976年の大河内の『ベ報告書』評価

大河内の1976年の「「ビバリッジ報告」の思い出」<sup>33)</sup>でも、この視点は維持されている。確かに『ベ報告書』は「私にとっては「社会保障」の教典のような意味をもっている」とその内容を高く評価している。だが、

第二次大戦下におけるイギリス社会の危機を予感し、それを乗り切るための大胆な体制の転換の必要を提案したもの…（中略）…。

イギリス国民の当面している生活の危機を克服し、戦時下におけるイギリス人の生活における不公正感を除去し、生活の面で国民の結束が乱れることを防止し、ひいては、戦争終結後におけるイギリス経済と生活の安定化をはるかに狙ったものであった。

と、あくまでも特殊イギリス的な文脈でまずは捉えている。そして、

「保険」という危険分散の制度技術を利用しながら、生活の格差の是正を図りながら、而も生活における悪平等を避け、生活における自己責任の伝統的な原則を保全しようとしているところに苦心がみられる。

と、保険制度で、格差是正を図ることと悪平等を避けること、との調和を図るといいう難題に取り組んでいる点を評価している。すなわち、大河内は社会保険の方法で格差是正と悪平等を避けることの難しさを指摘しているのである。そして、『ベ報告書』の意義として、社会保障制度が成り立つ前提条件として「完全雇用」の達成がなければならないことを指摘している点を上げている。大河内の『ベ報告書』に対する評価は、高いものではあったが、一般的かつ普遍的なモデルとしては評価していないのである。

## まとめ

大河内が日本で最初に『ベ報告書』を入手し、読んだ研究者であることはほぼ明らかとなった。また、その背景に彼が矢部貞治を通じて外務省の

新秩序研究会のメンバーとなりイギリスを担当したことが大きかった。そして、外務省がポルトガル公使館を通じて、船便で入手したことも明らかとなった。新秩序研究会で外務官僚の手で『意義』『要領及討論状況』が作成され、配布されたものが『ベ報告書』の日本での最初の紹介であった。大河内はその中心にいた。大河内を通じて内野仙一郎、藤林敬三、平田富太郎と回覧されたルートがあり、これを通じて研究者の間に『ベ報告書』が知られていった。また、外務省が保管していたもう一冊の『ベ報告書』は脇村義太郎に渡し、東京大学経済学図書館に収蔵されたことも分かった。

ただし、大蔵省—生命保険協会—末高信のルートで渡ったとされる『ベ報告書』が大河内本であったのかどうかは不明である。末高が全訳するには、恐らく相当の時間を要したであろうから、大河内から長期間借用することはできなかったと推測できるので、別の本である可能性が高い。

だが、『ベ報告書』刊行後、僅か3か月後に日本に渡来したこと、そして、戦時中に研究者と官僚が読んでいたことが、戦後日本の社会保障が立案される際に、『ベ報告書』が拠り所となった大きな理由であったことは疑いない。その詳細を資料的裏付けをもって確認できたことは、日本の社会保障史研究にとっての意味は極めて大きい。

(すがぬま たかし：立教大学経済学部教授)

- 1) 本稿は、2016年12月17日社会保障研究会（於：立教大学）で「米国"social security"の日本「社会保障」定着と戦時期『ベヴァリッジ報告書』の来日 —エプスタイン、ベヴァリッジ、大河内一男、末高信」として報告したもののうち、『ベヴァリッジ報告書』の渡来に関する部分を文章化したものである。当日有益なコメントを下された参加者の方に感謝申し上げます。
- 2) 正確を期すると、本資料群は、大河内暁男氏の令室である昭子氏所蔵にかかるものとして、東京大学経済学部資料室に寄贈されたものである。
- 3) その原因として、大河内旧蔵書の『ベ報告書』は、文字が書かれていない白表紙であり、表紙を開くことをしないとそれと分からないので、書棚にあっても見つけることができないかったことが考えられる。
- 4) 菅沼隆 (1991) 「日本における失業保険の成立過程 (一)」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』43(2), p.115.

- 5) 大河内一男 (1980) 「大内先生と社会保障」『経友』88, p.65.
- 6) 佐口卓 (1986) 「わが国の初期社会保障計画の若干の事情」『年金と雇用』5(1), p.77.
- 7) 社会保障研究会 (初出 1946) 「社会保障案」社会保障研究所 (1975) 『日本社会保障資料』至誠堂, p.159.
- 8) 佐口前掲, p.78.
- 9) 友納武人 (初出 1951) 「健康保険の八年」友納武人 (1985) 『健康保険物語』社会保険新報社, pp.183-5.
- 10) 内野仙一郎 (1965) 『海外の医療保障と医療費』中央社会保険研究会, pp.187-8.
- 11) 大河内一男 (1976) 「私の戦後社会保障の思い出ービバリッジ報告」の思い出『週刊社会保障』893, p.17. 同稿は関東学院大学田中総一郎氏のご好意で入手することができた。記して感謝申し上げます。
- 12) 筆者も参加した 2009 年 1 月 31 日の社会保障研究会 (於: 早稲田大学) で、横山和彦氏が『べ報告書』が日本軍の潜水艦で運ばれたかどうかを考証され、その可能性はほとんどないことを明らかにされた。
- 13) 佐口前掲, p.78.
- 14) 藤澤益夫 (1998) 「社会保障のエティモロジー」田園調布学園大学『人間福祉研究』1, p.18.
- 15) W.H.ベヴァリッジ (伊部英男訳(1975)) 『ベヴァリッジ回顧録ー強制と説得』至誠堂, p.x.
- 16) 矢部貞治 (1974) 『矢部貞治日記ー銀杏の巻』読売新聞社, p.564. 1947 年 10 月 21 日に外務省欧亜局長から東大法学部長末広巖太郎に欧州新秩序研究室の研究事務を矢部貞治に委嘱する許可を要請している。国立公文書館アジア歴史資料センター (外務省外交史料館資料) JACAR : B05014008600 「欧州新秩序研究室設置ニ関スル件」
- 17) 例えば、外務省政務局『大東亜戦争をめぐる各国動向第一巻』第四報昭和十七年十二月五日付では、「(二) 十二月一日下院ニ於テ戦后計画ニ関スル討議開始セラレ労働党議員「グリーンウッド」ハ戦争終結直后ノ混乱ニ備ヘ今ヨリ戦后経営ノ具体的方策樹立ノ必要ヲ述ヘ二日「イーデン」外相ハ戦后欧洲ノ救済ノ為英国ハ全カヲ尽シ犠牲ヲ厭ハサルヘキト侵略ノ繰返シヲ防止スル為英米「ソ」ノ武力ヲ以テ恒久的ナル防禦体制建設ヲ約シ討議ヲ終結セリ。右討議ニ際シ「サー・ウィリアム・ベバリッジ」(弁護士、失業問題ノ権威) 委員会ノ過去一年半ノ調査ノ結果タル社会安定ニ関スル報告書発表セラレタルガソノ要点ハ社会安定ノ為ニハ (一) 学生ノ年金 (二) 全国民ニ対スル包括的保健社会事業及ヒ (三) 大量失業防止ノ三ヲ必要トスト謂フニアリテ實際的施策トシテ社会安定ノ保険制度ヲ提案ス之ニ要スル費用ハ七億磅ニシテ保険料金ソノ他ノ収入ハ三億四千万磅ナルヲ以テ差額ハ政府負担トナル尤モ右ハ現在政府ノ行ヒ居ル社会事業ヲ含ムモノナルヲ以テ新規ノ政府負担増加ハ八千六百万磅トナル由ナリ」とある。JACAR : B02130430900
- 18) 外務省調査局第一課「「ビヴァリッジ」報告ノ概要及ビ英国議会議ニ於ケル其審議経過 (昭和十八年三月六日)」JACAR : B10070352400
- 19) 「3 月 6 日版」では、「社会保険省 (ソシアル・セキュリテイの仮訳)」との表記がある。これは新秩序研究会版では省略されて単に「社会保険省」とのみの記述になっている。第二章の社会保険制度の提案内容のところは新秩序版より非常に詳しく書かれている。この部分が新秩序研究会用『ビーヴァリッジ社会保険案要領及討論状況』の冒頭にほぼ対応している。同 4 頁「右掛金は社会安定醸金ト称シ」とあるが、新秩序研究会版では省略されている。ここの「社会安定」は social security contribution であろう。これが省略されている。特に保険料の設定・金額については詳しく書かれているが、新秩序研究会版では省略されている。第三章は、内容はほぼ同じである。第四章「三大前提」はほぼ同じである。第五章「経費」もほぼ同じである。「3 月 6 日版」の後半が、新秩序研究会用『ビーヴァリッジ社会保険案要領及討論状況』の 6 頁以降と対応している。ただ、比較すると削除と加筆があり、微妙に異なっている。「3 月 6 日版」にはグリーンウッドの言葉として「本改革案ハ社会正義ニ基キ大西洋憲章ヲ追求スルモノニシテ戦後再建政策ノ一部ヲ為シ」とあるが、これが新秩序版では完全に削除されている。ここでは「社会保健省」と訳されている。この他、「3 月 6 日版」の幾つかの段落が、新秩序版では削除されている。二日目の議論についても「3 月 6 日版」は「殆ト全党派ニ亙リ政府攻撃者現ハレタリ」だが、新秩序版では、その前に「十七日の左翼各紙ハ大々的ニ不満ヲ鳴ラシ」と左派の不満を強く印象付ける内容になっている。第二章「上院ニ於ケル請議経過」(新秩序版にない) では、「社会安全保障省」という表記になっている。第三章「言論界ノ反響」(新秩序版にない)、第四章「政府反対党ノ動静」(新秩序版にない)、「社会保健省」が鉛筆で修正され「社会保険省」となっている。
- 20) 脇村義太郎 (1991) 『回想 90 年』岩波書店, pp.201-2.
- 21) 内野仙一郎 (1948) 『各国の社会保障設計』, p.210. 注で T 大学 O 教授が東京帝国大学大河内一男であることを明記している (p.221)。
- 22) 友納武人 (1973) 「児童手当懐古」『季刊児童手当』3(2), pp.2-5. ここでは横山和彦「戦後日本の社会保障の展開」東京大学社会科学研究所『福祉国家 5ー日本の経済と福祉』pp.11-14 より引用した。
- 23) 廣瀬久忠は 1944 年 7 月に小磯内閣で厚生大臣に就任している。
- 24) 末高信 (1944) 「戦争と国民生活」『早稲田商学』69・70, p.66.
- 25) 佐口卓蔵書は早稲田大学名誉教授の土田武史氏が継承し、2014 年、土田氏から立教大学の「国民皆保険・皆年金体制の成立・展開・変容のオーラルヒストリー研究プロジェクト」(研究代表者:菅沼隆) に寄贈され、目録を作成した。
- 26) 大河内一男 (1943) 「戦争負担のイギリス的形態」『同盟世界週報』1943.7.31, pp.5-6.

<sup>27)</sup>菅沼前掲 (1991) , p.102.

<sup>28)</sup>大河内一男 (1944)「英国の戦争目的」、外務省政務局第四課『欧州新秩序研究会報告集』 pp.25-47. JACAR : B02130594900

<sup>29)</sup>同前, p.37.

<sup>30)</sup>外務省の訳は「両人は改善せられたる労働基準、経済的向上及社会的安全を一切の国の為に確保する為右一切の国の間に経済的分野に於て完全なる協力を生ぜしめんことを欲す」というものである。JACAR: B02033037300

<sup>31)</sup>大河内前掲 (1944) , p.44.

<sup>32)</sup>同前, p.45.

<sup>33)</sup>大河内前掲 (1976) .